

文教福祉委員会会議録

1 日 時 令和6年3月8日（金曜日）

開会 午後 3時28分

閉会 午後 6時28分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席)	委員長	溝 手 宣 良	副委員長	山 名 正 晃
	委 員	小 野 耕 作	委 員	仁 熊 進
	〃	萱 野 哲 也	〃	村 木 理 英
	〃	頓 宮 美津子		

(欠 席) なし

(その他出席者) なし

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	西 村 佳 子	同次長	宇 野 裕
同主幹	岩 佐 知 美		

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中 島 邦 夫	政策監	難 波 敏 文
総合政策部長	梅 田 政 徳	政策調整課長	岡 本 紀 子
総務部長	内 田 和 弘	財政課長	横 田 優 子
財政課主幹	岡 真 里	文化スポーツ部長	林 直 方
保健福祉部長	上 田 真 琴	健康医療課長	白 神 洋
健康医療課主幹	今 若 睦 也	健康医療課主幹	竹 下 あけみ
こども課長	弓 取 佐知子	長寿介護課長	重 信 憲 男
教育長	久 山 延 司	教育部長	加治佐 一 晃
教育総務課長	藤 原 直 樹	教育総務課主幹	高 谷 直 樹
教育総務課主幹	佐 藤 亘	学校教育課長	在 間 恭 子
学校教育課主幹	田 中 よし子	学校教育課主幹	難 波 昭 彦

6 付議事件及びその結果

別紙のとおり

7 議事経過の概要

別紙のとおり

8 その他必要な事項

別紙のとおり

文教福祉委員会審査報告書

令和6年3月8日

総社市議会議長 村木 理英 様

文教福祉委員会
委員長 溝手 宣良

本委員会に付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条、第143条及び第145条の規定により報告する。

記

付議事件及びその結果

議案番号	名 称	結 果
議案第10号	総社市介護保険条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第11号	総社市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第12号	総社市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第13号	総社市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第14号	総社市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第15号	総社市交通遺児援助横田基金条例等の一部を改正する条例の一部改正について	否決すべきである
議案第16号	総社市学校給食費無償化に関する条例の制定について	否決すべきである
議案第17号	総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案を可決すべきである

議案第 2 4 号	令和 5 年度総社市一般会計補正予算（第 1 1 号）のうち、本委員会の所管に属する部分	原案を可決すべきである
議案第 2 5 号	令和 5 年度総社市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	原案を可決すべきである
議案第 2 6 号	令和 5 年度総社市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	原案を可決すべきである
議案第 2 7 号	令和 5 年度総社市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	原案を可決すべきである
議案第 3 0 号	令和 6 年度総社市国民健康保険特別会計予算	原案を可決すべきである
議案第 3 1 号	令和 6 年度総社市後期高齢者医療特別会計予算	原案を可決すべきである
議案第 3 2 号	令和 6 年度総社市介護保険特別会計予算	原案を可決すべきである
請願第 1 号	保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める請願書	趣旨採択とすべきである
	（理由） 保育士の配置基準を改善すべきという趣旨は賛同できる。しかしながら、その配置基準や環境の見直しについて、内容に具体性がない。また O E C D 先進国の中でも基準等にばらつきがあり、何を基準として改善してほしいというのが見出せないため。	
陳情第 2 号	公的年金の削減中止と物価高に見合った年金支給額の改善を求める陳情	不採択とすべきである
	（理由） 趣旨については理解できるものであるが、マクロ経済スライドの凍結・中止について、スケジュール的に間に合わないことから、整合性が取れないため。	

開会 午後3時28分

○委員長（溝手宣良君） ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の出席は7名全員であります。

これより、さきの本会議において付託されました案件の審査を行います。

まず、議案第10号 総社市介護保険条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

長寿介護課長。

○長寿介護課長（重信憲男君） 議案第10号 総社市介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

この条例の一部改正は、第9期介護保険事業計画の策定に当たり、介護保険料の所得段階と保険料率を定めるため、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

主な改正内容でございますが、改正前後表により御説明申し上げます。

まず、第2条、介護保険料率でございますが、第1項において、令和3年度から令和5年度までと定められている期間を令和6年度から令和8年度までと改めるとともに、基準額となる第1項第5号に掲げる額について、年額7万5,600円に改めるものでございます。その上で、被保険者の負担能力に応じた保険料率の段階設定について、介護保険施行令の改正に伴い段階を三つ増やし、同項第1号から第13号に13段階の保険料の額を設定し、年額をそれぞれに規定するものでございます。

次に、改正後の第2項から第4項までにつきましては、低所得者に対する介護保険料の軽減について、改正後の保険料率に対応した額に改めようとするものでございます。

次に、第4条では、賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の保険料額の算定について、保険料段階が増えることによる改正を行おうとするものであります。

最後に、附則といたしまして、この条例改正は令和6年4月1日から施行することとしております。

また、経過措置といたしまして、改正後の条例の令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の保険料は従前の例によることといたしております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

村木委員。

○委員（村木理英君） 第2条の保険料率において、全ての階層で金額がアップしていると。このように試算された最大の理由と、過去の保険料率の状況、他市の状況はどうかということをお尋ねしたいと思います。

また、今回の保険料率のアップに対して介護給付準備基金からの繰入れはないようであります

が、基金の現在額と繰入れしなかった理由を教えてください。

○委員長（溝手宣良君） 長寿介護課長。

○長寿介護課長（重信憲男君） 今回の保険料の増額の要因でございますが、計画を策定するに当たり、認定者数の見込み等を計算いたしまして、この認定者数というのが増加するということが、またそれに伴いまして介護給付費の増加といったところがございまして、それぞれを計算しまして、今回この金額の設定ということになっております。

他市の状況でございますが、他市の保険料の状況でよろしかったでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○長寿介護課長（重信憲男君）（続） 他市の保険料のほうですが、それぞれ他市も今回の議会で提案していたと思いますが、15市のうち5市が増加というふうになっております。そのうち2市のほうが幾らか減額、その他は同額、8期と同額の金額というふうな保険料のほうの設定をしているところでございます。

あと、基金の繰入れ、今回、予算上は上げておりませんが、計画上は基金のほうを取り崩す予定にしております。令和6、7、8年度の3年間で2億3,000万円の予定にしておりますが、令和6年度については今のところ基金の繰入れというのは見ておりません。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第11号 総社市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

長寿介護課長。

○長寿介護課長（重信憲男君） それでは、議案第11号 総社市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

主な改正内容でございますが、管理者の従事要件、重要事項等の揭示、協力医療機関の連携など、事業者の体制整備について国の基準に合わせ改正するものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例改正は令和6年4月1日から施行することとしております。

また、各改正項目について、それぞれ一定の経過措置を設けることとしております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第12号 総社市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

長寿介護課長。

○長寿介護課長（重信憲男君） それでは、議案第12号 総社市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

主な改正内容でございますが、先ほどの議案第11号と同様に、事業者の体制整備について国の基準に合わせて改正するものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

また、改正各項目について、それぞれ一定の経過措置を設けることとしております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第13号 総社市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

長寿介護課長。

○長寿介護課長（重信憲男君） 議案第13号 総社市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

主な改正内容でございますが、議案第11号、議案第12号と同様に、事業者の体制整備について、国の基準に合わせて改正するものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例改正は令和6年4月1日から施行することとしております。

また、改正項目のうち重要事項の掲示については、一定の経過措置を設けることとしております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第14号 総社市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

長寿介護課長。

○長寿介護課長（重信憲男君） 議案第14号 総社市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

主な改正内容でございますが、議案第11号から議案第13号までと同様に、事業者の体制整備について、国の基準に合わせて改正するものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例改正は令和6年4月1日から施行することとしております。

また、改正項目のうち重要事項の揭示につきましては、一定の経過措置を設けることとしております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第15号 総社市交通遺児援助横田基金条例等の一部を改正する条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） それでは、議案第15号 総社市交通遺児援助横田基金条例等の一部を改正する条例の一部改正につきまして御説明をいたします。

この改正理由につきましては、食材費の高騰に伴い学校給食費負担者から徴収する学校給食費の額を改定するため、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

まず、議案の題名について御説明いたします。題名は、総社市交通遺児援助横田基金条例等の一部を改正する条例の一部改正となっておりますのは、さきの11月定例会市議会におきまして義務教育学校の開設に伴う関係条例の一括改正として御議決いただきました総社市交通遺児援助横田基金条例等の一部を改正する条例の中におきまして、第12条で総社市学校給食費の管理に関する条例の一部改正を行っていましたが、現段階では未施行であるため、今回行おうとする給食費の額の改定を含んだものに再度改正をしようとするものでございます。

それでは、条例の改正内容につきまして改正前後表により御説明いたしますので、議案を1枚お開きください。

総社市学校給食費の管理に関する条例の一部改正でございますが、第4条は、学校給食費について、小学校、義務教育学校の前期課程の児童、教師等については現行の260円から320円に、中学校、義務教育学校の後期課程の生徒、教師等については現行の300円から380円に、それぞれ改定しようとするものでございます。

第6条は、学校給食費の各期別の納付額について、小学校、義務教育学校の前期課程の児童については現行の4,500円から5,500円に、中学校、義務教育学校の後期課程の生徒、教師等につきましては現行の5,000円から6,500円にそれぞれ改定をしようとするものでございます。

第10条は、このたび追加する規定でございますが、物価高騰が起こったときなどにおいては学校給食費の額等について検討を行い、その結果、見直しが適当であると判断したときは必要な措置を講ずる旨を条例上明確にしようとするものでございます。

なお、小学校、義務教育学校の前期課程の児童についての給食費の額等については、令和6年度は市が値上げ分を負担することにより現行のまま据置き、令和7年度に改正する旨を改正附則に規定をしております。

最後に、この条例は公布の日から施行することとしております。

議案第15号については以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 今回、給食費を値上げします。ですが、令和6年度は据置きにしますので、令和7年度から上がりますよという条文の改正だと思うんですが、これは現役の保護者の皆さんに対しては、どのように説明をしていくのかということです。これ、実は令和6年度からもう上

がってるんですけど据置きにするんですよというお知らせをするのか、これはもう全く何もせずに、令和7年度になる令和6年度の末ぐらいに、来年度、令和7年度は上がるんですよというふうなお知らせになるのか、その点を聞かせてください。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 山名副委員長の御質問にお答えいたします。

保護者の方への周知をどのようにしていくかということでございます。

前回といいますか、給食費というか、給食の量の見直しをするときには、11月末に保護者の方にそれぞれ通知を申し上げたところでございます。今回の給食費の改定につきましても、まだ議会のほうで審議をさせていただいている段階ですので今現在は通知等はしておりませんが、御議決をもしいただければ、その後に早急に保護者の方には周知を図ってまいりたいと思います。内容といたしましては、令和6年度は据置きで、令和7年度から値上げの予定ですよというふうな旨の通知をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 前は11月30日に、近年の物価高騰の影響により様々な食材が上昇していることなどから、皆様からお支払いいただいている給食費を大幅に超える費用が必要になっており、現在、市の体制の中で負担している状況です云々かんぬんというのが来ました。これが来た後で、いろいろ自分のところにも御意見というか、いろんな保護者の方の意見もあって、量を下げられるぐらいなら給食費を上げてくれよという意見ももちろんありました。別に減らしたままでもいいよという人も、それはいろんな意見があったと思います。これを上げるということは、それだけそれに見合った、先ほど、すみません、分科会の中でもありましたけど、質と量というものをやはり担保していただきたいというのがありますので、今回の令和6年度に関しては上げるけども、上げた分はこちらで、市のほうで見るんだよということもちゃんとしっかりと周知はしていただきたいという、すみません、この中だけでは、どうしても幼稚園の給食費に関しては、この条例文ではないので、ここの中で聞ければなんですが、幼稚園の給食費に関しても一緒に値上げをしていくのかというところです。ここに明文化をされていないので、そこを確認させてください。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 山名副委員長の再度の御質問にお答えいたします。

まず、通知の内容についてもう少し補足させていただきます。山名副委員長おっしゃられたように、この前は保護者の方から、通知を出した後いただいた意見の中で多かったのは、給食の量を確保してほしいという御意見が多かったように思います。無償化するよりも、適正な給食費で質の高い給食を提供してほしいという御意見がございました。そういうこともございまして、今回、質とそれから量、両方確保するという事で予算措置をさせていただきまして、値上げにも踏み切ろうというふうに考えているところでございます。ですので、通知の中にもそういった旨を記載のほ

うをさせていただきまして、質の高い学校給食を続けていくんだということと、それから値上げ分については市が負担するということを明確に記載のほうをしていきたいというふうに考えております。

それからもう一点、幼稚園についてでございます。こちらについては、従来からといいますか、幼稚園の教師、それから園児の給食費については、条例事項ではなくて、ほかの認定こども園とか保育所と同様に、重要事項の説明という中で額をお示しさせていただいているところでございます。幼稚園児につきましても、基本的には小学校と同様の、準じた形で令和6年度は据置き、令和7年度は値上げをしたいというふうに考えているところでございまして、保護者の方への通知につきましても幼稚園を含めてさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

村木委員。

○委員（村木理英君） 私、これ、何をされようとしているのかちょっとよく分からないところがあるんで、本来の目的を教えてくださいんですけども、給食費を値上げすると。令和6年度は無償化の予定で準備されてる中学校の給食費、これも値上げを今回実施するんですね。それもよく分からない。なぜそういう形になるのかというのがよく分からないです。

それから、小学生は月額1,000円、中学生は月額1,500円値上がると。この金額の根拠、これもよく分からない。幼稚園はさっきお話がありました。言いませんけども。

それから、施行は令和7年度以降になってる。なぜ令和7年度以降なのか。

加えて、四つ目になって申し訳ないですけど、第10条というのは当然と言やあ当然なんですけど、あえて規定をされているという。ちょっと説明ありましたが、この本当の意味はどこにあるのかなという。何か無償と言いながら値上げになったり、制度上、羊頭狗肉といいますか、何かよく分からないことを非常に感じます。経済的な負担を考えて小学生の給食費を下げるということなのか、値上げはおかしいということなのか、根本的な制度のたてりといいますか、何をしようとしているのか。ぐらぐらぐらぐらしてるような感じがするんで、私はこれはいかがなものかなということをおもわざるを得ないということをちょっと説明してください。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 村木委員の御質問にお答えいたします。

まず、今回の条例改正といいますか、給食の根本的な考え方、本来の目的について申し上げますと、一言で言いますとお子様の健やかな成長と、それから食育の推進を図っていきたいというのが学校給食の大きな目的でございます。昨年、補正予算で賄材料費を増額していただきました。実際の今までの給食を作ろうといたしますと、賄材料費が足りない状況、物価高騰がありまして足りない状況ということもございまして、補正予算をつけていただきましたけれども、若干量が減ったりして、保護者の方からいろいろな御意見をいただいたところでございます。

先ほどの目的に戻りますけれども、そういった状況ではいけないというふうに私ども考えておりますので、学校給食費、基本は学校給食費で材料費を賄うというのが大原則でございます。そうした中で、量と質を確保しようとするのであれば、給食費をもう上げざるを得ないというのがございます。今回、条例改正をしようということでございます。中学生、条例上、中学校の生徒、それから教師等についての金額も条例上規定をしております。今回、改正をいたしておりますけれども、あとで無償化条例がありますけれども、仮に無償化を行わなかった場合の中学生の給食費の単価は、実際これぐらいかかってますよということを条例上明確にできるようにということで金額の改正はさせていただいております。

それから、附則のほうで令和7年度以降の学校給食費についてということなんですけれども、令和6年度据置きで令和7年度から値上げを実施するという旨の改正附則でございますが、保護者の方の経済的負担を一度に上げるのではなくて、激変緩和ではございませんけれども、1年間猶予をさせていただいて、その分を市で負担させていただこうというものでございます。

以上でございます。答弁漏れがあったらすみません。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 結局、保護者の負担軽減が目的なんですか、もともと。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 令和6年度据置きについては、保護者の負担軽減がその大きな目的でございます。給食費の値上げ自体につきましては、これまでどおりの給食を提供するという目的で値上げをするものでございます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） そもそも総社市交通遺児横田基金条例の一部を改正する条例のまたその一部を改正する条例って書いてあるんですけど、昨年の令和5年12月21日、11月議会ですよ。あれの改正前、改正後の表では、設置のところの中学校または特別支援学校の間に義務教育学校を入れただけの改正だったと思うんですけど、その改正……。

○委員長（溝手宣良君） その改正の改正。

○委員（頓宮美津子君）（続） 施行されてないから。例えば横田基金、交通遺児のために使ってほしいという基金ですけど、積立てられていて、今までこれが使われたこと……。

○委員長（溝手宣良君） 頓宮委員、この条例の改正の名前は横田基金条例となっておりますが、内容自体は学校給食費なので、総社市学校給食費の管理に関する条例の一部改正なんです。

○委員（頓宮美津子君）（続） それは分かるんだけど、何で冒頭に、要するに……。

○委員長（溝手宣良君） それは、未施行で、前議会であったので、横田基金条例にひっつけてこのこととしたのでということです、分かりやすく単純に言うと。

○委員（頓宮美津子君）（続） 結局、原資を一般財源ではなく横田基金から使うということでは

ない。

○委員長（溝手宣良君） 関係ないです。

○委員（頓宮美津子君）（続） なら分かりました。

○委員長（溝手宣良君） いえいえ、分かりにくいタイトルだと思います。先ほど説明もありましたけど、分かりにくいと思います。私も大分、最初混乱しましたので、分かりにくいと思います。

○委員（頓宮美津子君）（続） これをオーケーすると、何でも横田基金使える……。

○委員長（溝手宣良君） そういう意味ではないです。

教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 大変分かりにくくて申し訳ないんですけども、今回、私の冒頭の説明が言葉足らずだったかもしれないんですけども、11月議会で御議決いただいた横田基金条例等の一部を改正する条例というのは、義務教育学校が開設することに伴いまして、もうまとめて条例を一括で改正したものでございます。第1条に横田基金条例の一部を改正する条例というのがある、それがずっと第13条か第14条ぐらいまで続いてました。その複数の条例を全部まとめた条例の順番というのは制定順なんです。古い順の条例番号順に並べていて、今回の学校給食費の改正部分というのがたまたま12番目にあって、たまたま1番目が横田基金条例だったので、条例の名前が横田基金条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例だったということです、それぞれの条例の改正はそれぞれの内容で改正して、横田基金条例が関係してるものではないので、それぞれ独立した条例の塊の中の一部を改正するものでございます。

○委員長（溝手宣良君） 分かりにくいと思いますよ。

○教育総務課長（藤原直樹君）（続） それから、すみません、村木委員の今回追加する第10条の説明がちょっと漏れていたかと思います。

当然、給食費の額の見直しというのは、これまでもしてこなければいけなかったことだと反省もしております。補正予算を上げたときには、給食費の額はそのまま賄材料費だけを上げるというふうな形を取らせていただきましたけれども、条例上、明確にすることによりまして、毎年度必要に応じて見直しをしていくということを示そうということでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はありませんか。

村木委員。

○委員（村木理英君） さっきの第10条は、結局、給食費、費用を高くするという見直しをしやすくするということですか。なかなか高くできないから、こういう規定をもって高くするという建前をきちんと取りたいということですか、もともと根本的に。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 村木委員の再度の御質問にお答えいたします。

給食費につきましては、先ほど申し上げましたけれども、基本的には給食費で材料費を賄うとい

うことが原則でございます。今、物価高騰ということがしきりに言われておりますので、基本的にはこれからも上昇傾向にあるのではないかというふうに考えておりますけれども、仮に材料費が下がってくるといふような状況が訪れましたときには、逆に給食費を値下げするという改定も当然議論としては出てこようかと思えます。そういったことも含めての見直しをしていくということでございます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 結局、市としては給食費はこれから高くなるだろうと。しかし、その給食費を保護者に対して負担をかけたくないという順番の考え方があって、それで流れとして給食費を無償化するというところに落ち着くということが目標なんですか、流れとして。だから、給食費が高くなる。高くなる給食費を保護者に負担させるべきじゃないというもとの考え方があるんですか。給食費を高くしてでも内容が充実すればオーケーじゃないかということではなくて、給食費を高くしたら、それは保護者の負担がかかるから、市としては給食費の負担を、保護者の負担を軽減したいという方向で考えられているかどうか。そこがきちんとしてないとよく分からない。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 給食費につきましては、材料費に見合った給食費を算定をさせていただいたということでございます。先ほど来ありますけれども、当然保護者の負担は増えることになりますので、その激変緩和ということもございまして、翌年度は据置きにさせていただいて、経済的負担の軽減を図っていこう、そういう考えの下にこの条例を上げさせていただいているものでございます。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） ですから、内容をよくすると給食費は上がると、根本的に。しかし、保護者の負担を軽減するとなったら給食費の負担がないから、保護者としては給食費は安いなという印象を受けてしまうと。それにかこつけて材料費を落としてしまうんじゃないかということが懸念されるわけですよ。そこは見えないから。だから、給食費を高くする、材料を充実させると高くする、ですよね。高くすると保護者の負担がかかるから給食費を無償化するという流れでしょう、これは。しかし、結果的に給食費はただになるから、内容的に悪くなっても分からないんじゃないかというふうな傾向になってしまわないかということが危惧されるわけですよ、もともとが。そこが見えてこないから。そこをどうやって乗り越えていきますか。説明がつけれますか。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 条例の内容というか条例自体とは変わりますが、先ほどの一般会計の当初予算の計上ベースの話にはなりますけれども、今回、賄材料費をかなり増額をしております。それは、今回の物価高騰分を反映した賄材料費ということになっております。それを給食費で、本来、小学生、中学生、実際に食べた方に御負担いただいたときに、じゃあ1人当たりどれぐ

らいになるんだという話になったときの金額が、小学校であれば320円であり、中学校であれば380円という金額でございます。ですので、それに見合っただけの今回予算措置をして給食の質を確保しようということを一方で御提案申し上げているところでございまして、据え置いたから260円なり、中学校だったら無償なので幾らかというのはあれですけども、今までどおりの材料費でしようとするものではございません。あくまでも実額ベースで320円、380円ぐらいかかっているものを歳出予算ベースで確保いたしまして、質と量の確保をしていこうというものでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君）　しばらく休憩いたします。

休憩　午後4時6分

再開　午後4時8分

○委員長（溝手宣良君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

すみません、時間が1時間を経過したので、しばらく休憩をいたします。約10分間。

休憩　午後4時8分

再開　午後4時18分

○委員長（溝手宣良君）　では、休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はございませんか。

萱野委員。

○委員（萱野哲也君）　ようやく分かりました。もう一遍改めて最初から説明してもらえますか。言い分といいますか中身の、やっと言っていることがようやく今の休憩で分かりましたんで質疑をいたします。もう一遍、丁寧に説明してください。

○委員長（溝手宣良君）　教育部長。

○教育部長（加治佐一晃君）　大変すみません、なかなか分かりづらい条例の構成になっており、申し訳ございません。改めて御説明させていただきます。今回、議案第15号と議案第16号が混ざってしまうような形にはなるんですけども、整理して御説明させていただきます。

まず、議案第15号の総社市交通遺児援助横田基金条例等の一部を改正する条例の一部改正の部分についてでございます。これは大きく二つに分けて説明させていただきます。

1点目が、1枚めくっていただいた改正前後表の第4条のところ、金額の変更のところでございます。こちら、小学校260円を320円に、中学校300円を380円に改正するものでございます。この趣旨といたしましては、給食の適正価格というのが幾らかということがここで明らかになるものでございます。本来提供される給食、プレート一つ当たりの適正金額が幾らかということを昨今の物価高騰の状況を踏まえて定めさせていただくものでございます。380円という金額、これ自体は、この条例上は保護者であるとか給食を食べた人から徴収する金額であるんですけども、給食ないし一般会計の予算の中ですので、歳出と歳入はバランスするものということが大原則でございま

す。したがって、これは保護者から徴収する金額であり、それが歳入になる金額であり、そして歳出として出ていく金額であり、それはすなわち給食のプレート一つの値段であるというところ、これをまず今までの金額から変更するというのが第4条の規定でございます。

さらに、附則の部分でございます。これがいわゆる減免という形で、給食費の据置きの規定でございます。これは、今の給食の適正な量とか金額の話とは離れまして、保護者の経済的負担や激変緩和ということを考えて保護者に対する支援を行うものでございます。今回は、規定の内容を御覧いただきますとおり、児童や生徒に係る学校給食費の額について減免するという形になっております。なので、臨時喫食者、大人、先生、そういったところは減免の対象とは外れます。これは子育て世帯の経済的負担の軽減、あと激変緩和措置という観点からこの附則をつけさせていただいております。

その上でさらに、議案が外れますけど議案第16号で中学生の無償化ということをしていただきたい。これは人口増パッケージ等とも絡めまして、子育て世帯の経済的負担の軽減、そして住みやすいまちになって人口増を目指す、そういった施策の趣旨から実施するものでございます。

今回、三つの内容が入り交じった形になっており分かりづらいところではあるんですけども、今回の議案第15号のほうでやりたいことは適正な金額を変えるということ。これが本則の部分。そして、経済的負担を軽減するということと激変緩和措置というところ、これが附則の部分という、この2点になります。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） よく分かりましたか。

（「まあまあ」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 改めて御説明をいただきましたが、その上で質疑はございませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） すると、議案第16号も絡んでくるんですけど、総社市における小学校6年生は値上げ分を払わなくて据置き。ただ、義務教育学校に行っている小学6年生は中学校相当になるので無償。ではない。

○委員長（溝手宣良君） 今の御質問だと議案第16号にもう入ってますかね。

○委員（頓宮美津子君）（続） 議案第16号で言えばいいの。

○委員長（溝手宣良君） そうなりますかね。今行けますか。では、頓宮委員、質問の途中のようですけど大丈夫ですか。最後までおっしゃいますか。

○委員（頓宮美津子君）（続） 今聞いておかないと認められない。

○委員長（溝手宣良君） 大丈夫ですか。

教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 頓宮委員の御質問にお答えいたします。

義務教育学校の6年生についてでございます。

これは大変分かりづらいんですけれども、校舎自体は1年生から5年生が今の昭和小学校、6年生から9年生は今の昭和中学校のほうに行って生活するということになりますけれども、条例上規定しておりますのは義務教育学校の前期課程、後期課程というふうな区分にさせていただいております。あくまでも前期課程は1年生から6年生、後期課程は7年生から9年生までですので、6年生のお子様、満12歳になるお子様につきましては、今までどおり小学校の金額をいただくということでございます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

村木委員。

○委員（村木理英君） やっぱりよく分からないんですが、現場で、結局、保護者の負担軽減ということで無償化にするということになってくると、給食費がただになってしまうということになってくると、材料が安かろう悪かろうという傾向に走ってしまうんじゃないかと、私はそれが心配なんです。そうはならないということをきちんと説明してください。どの条例をもってそれをきちんと説明するか、そこを市民にどうやって説明するか、そこを分かりやすく答弁ください。

○委員長（溝手宣良君） 教育部長。

○教育部長（加治佐一晃君） 村木委員の御質問にお答えさせていただきます。

給食の質ということに限ってお話をさせていただきます。

給食の質と量に関しましては、給食センターのほうで作っているものでございまして、こちらがどういう内容を作るのかということは来年度の予算の中で決められることでございます。先ほど分科会のほうで御審議いただきました、およそ5億円の賄材料費、こちらの範囲内で作成するということになります。したがって、この歳出に当たる賄材料費が下がれば質と量は低下していく、上がれば質と量が増えていくということになります。ですので、現在考えていることとしては、先ほど御審議いただきました令和6年度当初予算案で5億円という形にしておりまして、この5億円ということが、およそ今年度前半ぐらいと同じ質と量が確保できるという内容でございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） これだけ今、世の中が、原材料費が上がってきたりすると、しょっちゅう仕入れの値段が変わってくるんじゃないかと思うんですけれども、1年の見通しが立たないんじゃないかと思うんです。その辺はどういうふうに考えられますか。

○委員長（溝手宣良君） 教育部長。

○教育部長（加治佐一晃君） 御指摘のとおりでございまして、物価変動、結構な幅であるところではございます。ただ、給食のほうは、実は一般よりは分かりやすくなっておりまして、年間契約という形で1年間の契約を年度当初に先に決めてしまう、1学期分、2学期分とかの契約をそれぞれ学期の当初で決めてしまうというような形の契約でさせていただいているものも多いです。一方

で、生鮮食品のような短期間で契約を回していかないといけないようなものというものもありまして、そういうのがどうしても変動が出てしまうところでございます。それもありまして、今年度予算におきましては昨年11月定例市議会のほうで補正予算というものを御承認いただきましたところでございまして、なかなか物価変動の対応に苦慮するところではございますけれども、再度この状況を見させていただいて、およそ5億円ぐらいあればというところで現在は見積もっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） だからこの第10条が必要になってくるのかなと私は思うんですけど、その辺と関連はないですか。

○委員長（溝手宣良君） 教育部長。

○教育部長（加治佐一晃君） 村木委員の御質問にお答えさせていただきます。

まさにそのとおりでございまして、先ほどの御質問の中にもあったんですけども、条例上、明確でなくても当然見直しというものはしていかなければならないものであると考えております。

一方で、やはり条例というものは市の職員が動く上で最も重視しなければならないものでございますので、そこにあえて規定することによりまして、しっかり見直しをしていくんだということを我々の中でもしっかり規律を持って対応するという、加えて市民のほうにもしっかり周知していくということ、そういった効果がある。そのために第10条ということを追加させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 無償化ということがある以上、余計に第10条が必要になってくるわけですから、非常に慎重に、無償化だからこそこれは必要なんだと。無償化になるからまあいいやじゃなくて、無償化になるからこそ第10条は非常に必要なんだという、そういうふうな建前で執行していただきたいと思いますが、いかがですか。

○委員長（溝手宣良君） 教育部長。

○教育部長（加治佐一晃君） 村木委員の御質問にお答えさせていただきます。

まさにそのとおりでございます。我々のほうもしっかり対応していかなければならないなと思っております。先ほど申し上げましたとおり、条例というものは市の最高の決め事でして、それに従って我々行政が動かねばならないものでございます。その基準として、今回380円、320円というところが設定されたところでございますので、無償化したからといって何もチェックしなくていいというわけではないと思っております。しっかり条例に決められた数字というものを守って行政執務ということをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 今の部長のお答えを聞いて、あれっと思ったんですけど、年度契約をしていれば、あまり変動できないというようなお答えだったんじゃないかなと思うんです。そうになったら、じゃあどうして去年の10月、11月、いきなり量が、年度契約で値段が変わらないんだったら量を減らす必要性はなかったと思うんですけど。であるならば、今、村木委員が言われたような、この第10条の文言の中に、物価情勢等からって、この等がいわゆる質と量も含まれているということであるならば、そういうことも入れたほうが、物価情勢等から検討を行いというと、これから値上がりする可能性のほうが多いので、また値上がりするのかって思ってしまうんですが、物価情勢だけではなく、総社市は子どものために質と量もしっかり確保するんだというような文面があったほうがいいかなってちょっと思ったんですけど、どうなんでしょう。

○委員長（溝手宣良君） 教育部長。

○教育部長（加治佐一晃君） 頓宮委員の御質問にお答えさせていただきます。

すみません、まず契約のことについてでございます。

説明があまりしっかりしてなくて申し訳ございませんでしたが、給食センターの物資の契約というものは主に三つございまして、一つが年間の契約、年度を通しての契約になります。これは途中の値上げというものがほとんどないようなものです。もう一つは学期ごとの契約、1学期分、2学期分、3学期分と契約していくものです。これも長期間の契約になりますので、それほど変動はないと。一方で、生鮮食品ですね。野菜であるとか精肉の類といったものは、なかなか年度契約や学期契約というものがしづらい。それは業者のほうで、やはり価格変動が大きいので2週間先までだったらみたいな形で対応いただいております。ですので、今回の物価の上昇は、そういった生鮮食品や野菜、肉類、牛乳とか乳製品といったものが変動したことによる影響が大きいところでございます。

もう一点の質と量をしっかり確保していくということについてでございます。

これにつきましては、条例に限らず、予算が幾らかに限らず、これはしっかりやっていかなければならないことであると考えております。また、物価情勢等からというところについてでございますけれども、これ、イメージしておりますのは価格に影響を与えるようなものでして、物価の高騰であるとか、それこそ本当に有事の際、今、日本も何が起こるか分からないということがございますので、そういったことを考えているところではございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 中学校の給食の無償化のことは、先に行くような話にもなるんですが、でもこの無償化をするって、これ、恒久的なものとするって市長言われましたよね。恒久的なものとしてしますって、どっかで言わなかったかな、本会議かどこかで。だったら、この条文という

のは、またなくなるんですか。この第4条の(2)と380円、そういうものは今後なくなるってことな
んですか。そこは生かされつつも、こっちで無償にしますよということになるんですか。結局この
数字は残る。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 改正後の第4条の規定でございます。こちらにつきまして、小学
校、それから中学校に大きく分けて額を規定しております。学校給食費、もともと実費を負担して
いただくという性格のものでございます。実際はこれぐらいかかっているということを条例上明確
にしようとするもので、後の無償化条例はまた特例条例という形でさせていただこうと思ってお
りますけれども、この条例上はこの金額を残して、小学校の単価は幾ら、中学校の単価は幾らとい
うふうな形で規定をさせていただきたいということで、こういった改正をさせていただいておりま
す。

以上です。

（「よく分かりました。ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 萱野委員、よいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） それでは、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） いいですか。

○委員長（溝手宣良君） 討論がおありで。

○委員（仁熊 進君）（続） はい。

○委員長（溝手宣良君） どちらの立場での討論になりますかね。

○委員（仁熊 進君）（続） 反対の立場で討論します。

○委員長（溝手宣良君） 反対の立場での討論ですね。

では、反対の立場の討論がございますので、これを許します。

では、仁熊委員、どうぞ。

○委員（仁熊 進君） この議案第15号に反対の立場から討論いたします。

まず、ここの第10条に書いてある物価を考慮しながらということに鑑みまして、まずは来年で十
分間に合うんじゃないかなと。今年これで金額を上程して決着したところで、来年の物価高騰の情
勢を見なければ再来年のことは分からないんじゃないかと思います。ここに書いてあることに私は
瑕疵があるのではないかと考えますので、その意味からでも、この議案は持ち越していいんじゃない

いかなと、そういう思いで反対いたします。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） それでは、今、反対討論がありました。

ほかに反対討論はないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 賛成の討論はありませんか。

繰り返し申し上げます。

先ほど仁熊委員より反対の討論がございました。

賛成の討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 他に討論はないということでよろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） では、これをもって討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件の採決は起立により行います。

本件は可決すべきであると決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立可否同数〕

○委員長（溝手宣良君） 御着席願います。

失礼をいたしました。大変お待たせをいたしました。ただいまの起立採決の結果は可否同数であります。

よって、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長が本件に対する可否を採決いたします。

委員長は、本件について、否決と採決いたします。

よって、本件は否決すべきであると決定いたしました。

それでは、次に議案第16号 総社市学校給食費無償化に関する条例の制定についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） それでは、議案第16号 総社市学校給食費無償化に関する条例の制定につきまして御説明をいたします。

本条例を制定する理由でございますが、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、中学校、義務教育学校の後期課程の生徒に係る学校給食費の無償化を行おうとするものでございます。

条例の内容を説明いたしますので、1枚お開きください。

今申し上げました目的のため、学校給食費の管理に関する条例の規定にかかわらず、中学校、義務教育学校の後期課程の生徒に係る学校給食費を無償にする旨を規定するものでございます。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

村木委員。

○委員（村木理英君） 議案第16号、この条例による無償化となる対象の範囲はどうかということなんですけど、例えば市外から英語特区に通ってる生徒はどうか、あるいはまた市外の私立中学校などに通っている生徒はどうかということなんです。まずそこからお尋ねします。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 村木委員の御質問にお答えいたします。

市外から来られている人、それから市内の中学生が市外に行く場合ということでの御質問だったかと思います。今回の無償化の条例でございますけれども、あくまでも総社市が提供している学校給食費を中学生については無償化しようというものでございます。したがって、市外に行かれています方につきましては、この条例の対象外ということで考えております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 市外に行くというのは、もともと市内に学校があるのに自分で勝手に市外へ行くわけですから、これは私は出すべきじゃないと思います、もともと。で、そもそもこの条例の狙いなんですけども、子育て世帯の経済的負担の軽減のみなのか。あとほかに何か狙いがありますか。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 一番の主眼といたしましては、経済的負担ということが大きいものでございます。一方で、人口増パッケージの中にも中学生の給食費無償化というものを挙げさせていただいております。こうした施策を取るによりまして、総社市に移住してくれる方が増えるのではないかとこともございまして、今回、無償化をしようとするものでございます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 無償化により、これ、財源は幾らぐらいかかるのでしょうか、もともと。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 今回予算計上しております給食費、賄材料費の単価で算出した金額で言いますと、約1億4,800万円という金額がこの無償化によって必要な経費ということでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君）　ざっと1億5,000万円かかるというようにだと思います。さきの議案第15号でありましたが、給食費を値上げしながら、それで子育て世帯の経済的負担の軽減ということが非常に矛盾を感じるんですけども、それを矛盾がないような感覚で説明をしていただきたいと思います。

○委員長（溝手宣良君）　教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君）　村木委員の再度の御質問にお答えいたします。

先ほど委員会では否決という御判断をいただきましたけれども、今回の議案第15号でお示ししている金額というのは、あくまでも実費でこれぐらいかかりますよという金額でございます。これは、先ほどの一般会計当初予算でも計上している金額、これに見合う給食費が幾らかということでございまして、それはひとえに給食の質と量を確保するということでございます。ですから、値上げというとなんですけども、給食費の額を実際の材料費に見合った金額に改定したということでございまして、今回の無償化につきましては、中学生の保護者の方の負担を軽減しようというものでございまして、一方では額の見直しは必要、給食費、もともと実費負担をしていただくという大原則がございますので、その見直しと、今回無償化する。一方で、無償化するというのは、経済的負担を軽減させていただこうということで、施策としてやっていこうというものでございます。

○委員長（溝手宣良君）　他に質疑はございませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君）　これは中学校の無償化の話なんですけども、先ほどの話とも一緒に絡めてますが、だから先ほどの給食費のこと、令和7年、この令和6年度、上げた分でその分を負担しますよというのは先ほど否決されました。これがまたいつ上がるか分からない。もし上がった場合に、それでまた中学校のほうが無償化してるというふうなときに、保護者のほうからなぜ中学校だけなんですかって言われたときに、説明はできますか。

○委員長（溝手宣良君）　教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君）　山名副委員長の御質問にお答えいたします。

なぜ中学生だけ無償化なのか、なぜ小学生は値上げするのかということだと思います。

今回、中学生を無償化をしよういたしますのは、中学生になりますと部活動が始まったりですか、教材費、その他、経済的な負担が小学生に比べて増えてくるといったことも考慮いたしまして、この世代のお子様を持つ保護者の方の負担を軽減するために開始しようとするものでございます。

行く行くは皆さん、小学生も中学生になっていくということもございますので、一旦の不公平感というものはあるかもしれませんが、子どもの成長過程においては中学校で無償化するというのはい定の御理解がいただけるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

村木委員。

○委員（村木理英君） 今ちょっとお話ありましたけども、中学校で無償化するから小学校はいいだろうというのは、結局、中学校は無償化するけど小学校はしないということですか、将来的にも。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 先ほど申し上げました、中学校で1億4,800万円ということでございます。小学校までということになりますと、かなりの金額を要することになります。今、財政状況も考慮いたしまして、今現在では中学生について無償化をしようということでございます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他にございませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 小学校までですとかなりの金額がかかるというんですけど、今、中学生だけだと1億5,000万円近くというんですけど、小学校までした場合、幼・小・中とした場合、大体どれぐらいというのが試算で出てるのであれば教えていただきたいなというのと、あと今回この中学校の無償化で1億5,000万円近くかかるんですが、財源としては、これはどこから引っ張ってきたかっていったら何か言い方としてはおかしいんですけども、例えばですけど、明石市なんかは中学生の給食費を無償化したというのはありましたけど、あれも最初はもともと幼保の無償化があって、その無償化の部分の財源が浮いたから、それを充てたというような流れがありました。それは、小・中は無理だったんですけど、中学生ならできるということで充てたというのがあったんですけど、今回、総社市としてはどういった財源をここに充てていってるのかというのをお聞かせください。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 山名副委員長の御質問にお答えいたします。

まず、幼・小・中、全てを無償化した場合の金額でございます。先ほど、中学生については約1億5,000万円と申し上げております。それから、幼稚園の給食費、これを無償化いたしますと4,000万円、それから小学校の給食費が2億6,000万円、合わせまして約4億5,000万円、毎年市の持ち出しが必要となってくるということでございます。

来年度におきましては、中学校の無償化1億4,800万円、約1億5,000万円ですけれども、国の臨時交付金を充当させていただくということで、来年度については一般財源の持ち出しはないんですけれども、それ以降につきましては今のところ主たる財源というものがございませんので、市単独事業ということになります。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 財源なんです、臨時交付金を充てるということがもともとあって、それを1年やって、その次の年からどうするんだってなったら、やっぱり一般会計から持ってくるのかなと思わざるを得ないわけです、これは。それが市に対して毎年かかってくるわけですから、これが非常に負担になってくるんじゃないかなというふうに思うわけです。結局、給食費というのは個人で払うべきものだから、もともとが。それを無償化にすると、さらに広がって、小学生でもやってくれ、幼稚園でもやってくれってならないかということですね。非常に私はそれを危惧しています。話は変わりますが、いろんなインフラ整備にお金かかるときに、そういうところにお金をばらまいていいのかどうなのかということになってくると思うんです、これは。総社市の将来を考えると、何でもかんでも無償化にすりゃいいというものじゃないと思うんで、やはりこれは慎重に考えるべきじゃないかと思いますけどね。その辺、何か議論がありましたか。

○委員長（溝手宣良君） 教育部長。

○教育部長（加治佐一晃君） 村木委員の御質問にお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、幼・小に拡大という声が出てくるということは可能性としてはゼロではないと思っています。一方で、先行自治体、先ほど明石市の例をいただきましたけれども、明石市等を見ても中学生でとどまっているというところでございまして、やはり将来的に子どもが中学生になって無償化の恩恵を受けられるということは一定程度理解をいただけるものであると考えております。もちろん我々のほうもしっかりと説明していかなければならないと思っております。教育総務課長の説明からもありましたとおり、中学生というものは部活が始まるであるとか、高校受験を控えて塾に行く子が増えるであるとか、家庭の経済的負担というのが一気に増える時期でございまして。こういった時期に給食費ということを支援するということを通して、家庭の経済的負担の軽減、それによる子どもの子育てということ、これを実現していきたいということをしつかり説明していく必要があるかなと考えております。

また、市の財政の影響についても御質問いただきました。私の立場でどこまで答えていいかはあれですけども、おっしゃるとおり市の会計、今年度350億円程度にとって支出1億5,000万円というのは決して少くない額であると考えております。もちろん教育委員会をはじめ、いろんな事業の見直しというものはしていかなければならないと考えておりますし、一方でしっかりとそれだけの予算をかけるということは、学校教育含め、中学校の子どもの成長ということ、これにしっかりと見合うだけのことをしていかなければならないと考えております。具体的に申し上げますと、しっかりとこれまでどおり取り組んでいくというところではございますけれども、事業に投入した費用に見合う成果というものの、これを上げていくべく一丸となって頑張っていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 今さっき無償化によって約1.5億円という話をされたじゃないですか。こ

れは、1食当たり幾らで計算してるんですかね。それこそさっき言った1個前の条例の380円で計算して、1.5億円、総社市が持ち出しますよということなんですか。1食当たりの計算単価を教えてください。月でもいいです。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 先ほどの算定した金額の根拠でございます。

これにつきましては、物価高騰分を反映した賄材料費の金額をベースに算出したものでございます。ですので、先ほど来申し上げておりますけれども、実費負担をしていただくということですので、議案第15号でお示した金額をベースに算出をしているものでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 議案第15号って、だから380円でいいってことですよね。380円が根拠で、1.5億円ということになるということなんですね。じゃあ、こっちの、さっきの議案で言えば否決、一応委員会では否決をされました。けれども、これは前の条例ですけど、物価高騰から検討を行い見直しが必要であると判断したときには必要な措置を講ずるものとするとなったら、じゃあこれが次、本会議で可決しちゃうとなれば、ここは今後380円が400円になり500円になるという可能性もありますよね。そうなってくれば、今言う1.5億円じゃなくて単価が400円計算になってきて、前の条例の単価が上がってきたら、そういうふうなことになって、どんどんどんどん持ち出しが増えていくという考え方でいいんですか。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 今現在、将来の給食費といいますか材料費がどれぐらいになるかというのは正直申し上げにくいところもございますけれども、例えば380円でもう給食が作れないということになれば当然値上げということになるでしょうし、物価が落ち着いて仮に下がるようなことがあれば給食費もそれに合わせて値下げをする必要があるというふうに考えておりますので、その状況によって市の負担は当然変わってくるというものでございます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようでありますので、これで質疑を終結いたします。

それでは、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） では、討論はないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○委員長(溝手宣良君) 御異議がありますので、起立により採決をいたします。

本件は可決すべきであると決することに賛成の委員の起立を求めます。

[起立少数]

○委員長(溝手宣良君) 起立少数であります。

よって、本件は否決すべきであると決定いたしました。

次に、議案第17号 総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長(在間恭子君) 続きまして、議案第17号 総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置する学校運営協議会の委員報酬の額を定めるため、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

条例の改正内容につきまして御説明申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、改正前後表を御覧ください。

第1条は、地方自治法の改正により項が繰り下がったため、本条例においても修正を行うものでございます。

別表第1は、非常勤の特別職の職員となる学校運営協議会委員について報酬を定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

以上でございます。

○委員長(溝手宣良君) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

村木委員。

○委員(村木理英君) この学校運営協議会委員というのは、一体何を審議する委員なのか。

また、どのような方に委員になっていただくのか。

年額1万円の金額の根拠なんですけども、総社市では年額1万円と規定されている委員報酬はないと思います。まちづくり協議会委員は1万2,000円、分館運営委員会委員は1万1,000円だったと思うんですが、そのあたりをお答えください。

○委員長(溝手宣良君) 学校教育課長。

○学校教育課長(在間恭子君) 村木委員の御質問にお答えいたします。

まず、委員が何をやるのかということですが、学校長の示す教育目標であつたり運営方針に関する事項、またその他校長が必要と定める事項について、協議会の承認を得るということですので、

その判断をいたします。そのほかにも、意見を述べることができるということで、この委員がメンバーとなる協議会においては、教育課程の編成などの学校運営、また職員の任用や組織編成に関する事項、特定の個人に係るものは除くんですけれども、そういったことに意見を述べるができます。

また、どのような方が委員になるのかということですが、校長の推薦によるものでありますが、対象学校の児童や生徒の保護者、また対象学校の地域住民、学識経験者、対象学校の地域学校協働活動推進委員、対象学校の校長または教職員、そしてそのほか教育委員会が必要と認める者というふうに考えております。

また、1万円の根拠につきましてですが、確かに総社市の特別職の職員の報酬の表を見ますと、年額1万2,000円であったり3万2,000円という数字があります。これにつきましては、既に先行的にこの学校運営協議会をしているところの情報をいろいろと調べまして、例えばある自治体、ある学校は1回につき2,500円であったり、また年間について1万円であったり、そういった先行しているところの状況を参考に1万円というふうにこのたび定めさせていただいております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第24号 令和5年度総社市一般会計補正予算（第11号）のうち、本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

こども課長。

○こども課長（弓取佐知子君） 議案第24号 令和5年度総社市一般会計補正予算（第11号）のうち、本委員会の所管に属する部分につきまして御説明させていただきます。

それでは、便宜歳出から御説明させていただきますので、予算書の20ページ、21ページをお開きください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、第27節繰出金2,621万1,000円の減額については、国民健康保険特別会計のほか、それぞれの特別会計への繰出金でございまして、説明欄に記載のとおり、それぞれ必要額を増額または減額しようとするものでございます。

次に、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、第12節委託料、ファミリーサポートセンター事業委託料100万円の増額は、国庫補助基準に定める預かり手増加のための取組加算分を計上するものでございます。

次に、第2目児童措置費のうち第11節役務費9万円及び第19節扶助費980万円の増額は、利用者の増加に伴い増額するものでございます。第12節委託料4,500万円の増額は、公定価格の増額改定及び遡及適用に伴い、私立保育所運営委託料が不足するため増額するものでございます。

第3款民生費までにつきましては以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 続きまして、第10款教育費について御説明をいたします。

議案を2枚お開きいただき、24、25ページを御覧ください。

第1項教育総務費、第2目事務局費、第3節職員手当等200万円の増額につきましては、普通退職者の退職手当でございます。

第4項幼稚園費、第1目幼稚園費、第19節扶助費240万円の増額につきましては、公定価格の増額改定及び遡及適用に伴い、市外幼稚園への施設型給付費が不足するため増額するものでございます。

第5項社会教育費、第7目図書館費、第12節委託料107万円の減額は、図書館訴訟事件が令和4年度で結審したことに伴い不要となった弁護士委託料を減額するものでございます。

歳出については以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 財政課長。

○財政課長（横田優子君） 続きまして、歳入について本委員会の所管に属する部分の御説明をいたしますので、12ページ、13ページへお戻りください。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、第3目民生費国庫負担金、第1節社会福祉費負担金544万円の減額につきましては、額の確定によるもの。第2節児童福祉費負担金2,740万円の増額及び第10目教育費国庫負担金41万4,000円の増額、そして同款第2項国庫補助金、第3目民生費国庫補助金33万4,000円の増額につきましては、歳出で御説明いたしました事業費の増額に伴う国からの財源の増額でございます。

第16款県支出金、第1項県負担金、第3目民生費県負担金及び第10目教育費県負担金、14ページ、15ページをお開きいただきまして、同款第2項県補助金、第3目民生費県補助金、第2節児童福祉費補助金、そして第10目教育費県補助金、以上につきましても国庫支出金と同様に、事業費の確定などによる県からの財源を補正するものでございます。

続きまして、第2条繰越明許費の補正について御説明いたしますので、4ページ、5ページにお

戻りください。

第2表繰越明許費補正（追加）のうち本委員会の所管に属するものは、まず第4款衛生費、第1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業で、令和6年2月及び3月分のワクチン接種費用について、国の指示により予算を繰り越すもの及び第10款教育費で、中学校施設の改修とスポーツセンター多目的グラウンド整備について、関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難なことから、繰越明許の措置を取りまして、それぞれ起債の額を翌年度へ繰り越そうとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

この際、私より申し上げます。

先ほどの分科会のとおりと同じで、予算調書を活用しての質疑は、まずは調書のページ数を言っただき、調書に記載してある款、項、目、事業名を言った後、主要な事務事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくようお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 調書の14ページでございます。

第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費で、ファミリーサポートセンター経費ということで、これは100万円ですか。取組の加算分ということで、先ほどの一般会計予算審査特別委員会の分科会の際にも山名委員がおっしゃってた、サポート料700円がどうなったんですかということで、そのときにちょうど10人サポートする人が増えましたと、多分このことなんだと思います。これが10人増えました。それで、増えた分、100万円ファミリーサポートセンターに入ります。ファミリーサポートセンターは、これが入ることによって、どういうふうな効果が生まれるんですか。というのが、先ほどの質問ですと、質問というか私が当時一般質問で8月にしたのは、700円じゃあ成り手がいませんよ、800円とか900円とかそういうふうにしないと駄目なんじゃないんですかというのを言いましたよね。最低賃金も、法律も変わってきましたと。改定があつて、今900円何ぼになりましたと、そんな一般質問をしました。ですけど、これ、ファミリーサポートセンターに100万円入ることによって、どういうふうな活動が、幅が広がっていくんですか。もちろん人が増えればコーディネートする数も増えて、結果としていいのかもしれませんが、誰が喜ぶというか、この100万円によってどういう効果がもたらされるんですか。700円が800円になるわけでもないですし、700円が900円になるわけでもない。今度の100万円というのは、結局ファミリーサポートセンターに入って、ファミリーサポートセンターに入ることによってどういう効果がもたらされることになるんでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） こども課長。

○こども課長（弓取佐知子君） 萱野委員の御質問にお答えをいたします。

この預かり手増加のための取組加算でございますが、提供会員を増やすための取組、そういったことに使うための経費でございます。ファミリーサポートセンターのほうでも、現在ですと各民生委員・児童委員地区会議、そういったものに出ていただいて広報していただく、そういう活動もしていただいておりますし、またチラシや広告の配布ですとか、そういったところで提供会員の増に向けて取り組んでいるところでございます。そういった取組、預かり手増加のための取組、そういったところにつきまして、この経費を利用していただきたいと思っておりますし、使われるべきものだと思っております。

以上でございます。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第25号 令和5年度総社市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 議案第25号 令和5年度総社市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、賦課徴税費における不足見込みや、また一般会計の額の確定などから補正をしようとするものでございます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億52万9,000円と定めようとするものでございます。

主な内容につきまして、便宜歳出から御説明申し上げますので、予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

まず、第1款総務費、第2項徴税費、第1目賦課徴税費150万円の増額につきましては、徴収事務の一部を委託しております岡山市町村税整理組合の徴収実績が見込みより増加したことから、実績に応じて支払う負担金に不足が生じる見込みとなったため補正をしようとするものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げますので、8ページ、9ページにお戻り願います。

第10款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金2,624万2,000円の減額につきましては、説明欄に記載しております保険基盤安定繰入金と未就学児均等割保険税繰入金の額が確定したことに伴うものでございます。

また、第2項基金繰入金、第1目国民健康保険事業基金繰入金につきましては、歳入減による調整のため基金からの繰入金額を2,774万2,000円増額しようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第26号 令和5年度総社市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 議案第26号 令和5年度総社市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、後期高齢者医療保険料の増加及び一般会計繰入金の額の確定などから補正をしようとするものでございます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ714万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,120万5,000円と定めようとするものでございます。

それでは、便宜歳出から御説明申し上げますので、予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金714万4,000円の減額につきましては、この後、歳入で御説明申し上げます一般会計繰入金の減額などから納付額を補正しようとするものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げますので、8ページ、9ページにお戻り願います。

第1款後期高齢者医療保険料500万円の増額につきましては、加入者数の増加などから保険料収納見込額が増加したものでございます。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、第2目保険基盤安定繰入金の減額につきましては、繰入金の額の確定により1,214万4,000円を減額しようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第27号 令和5年度総社市介護保険特別会計補正予算（第3号）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

長寿介護課長。

○長寿介護課長（重信憲男君） 議案第27号 令和5年度総社市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明いたします。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,940万円を追加し、歳入歳出予算の総額を67億6,352万5,000円とするものでございます。

それでは、便宜歳出から御説明いたしますので、予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費440万円の増額は、介護保険の関係法令等の改正により介護保険システムの改修が必要となることから、データシステム改修委託料を増額す

るものでございます。

次に、第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第5目施設介護サービス給付費7,000万円の増額は、施設利用の増加に伴う給付費の増額でございます。

次に、第5款地域支援事業費、第2項介護予防生活支援サービス事業費、第1目介護予防生活支援サービス事業費500万円の増額は、利用者の増加に伴う事業費の増額でございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、8ページ、9ページにお戻りください。

第4款国庫支出金、第1項国庫負担金から第9款繰入金、第2項基金繰入金までは、歳出で御説明いたしました総務費、保険給付費及び地域支援事業費の増額に伴う国庫支出金繰入金ほかの歳入の増額でございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

ここで一旦休憩を入れたいと思います。約10分間。

休憩 午後5時24分

再開 午後5時34分

○委員長（溝手宣良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第30号 令和6年度総社市国民健康保険特別会計予算の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 予算書の249ページをお開き願います。

議案第30号 令和6年度総社市国民健康保険特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億円と定めようとするものでございます。

それでは、主なものにつきまして便宜歳出から御説明申し上げますので、262、263ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費につきましては、国民健康保険事業の運営に伴う管理的な経費でございます。主なものとしましては、第1節報酬は会計年度任用職員4人分の報酬でございます。第2節給料から第4節共済費までは、職員9名分の人件費でございます。第10節需用費につきましては、被保険者証や資格確認証などの印刷製本費が主なものでございます。第12節委託料につきましては、制度改正に係る電算システム改修やレセプトなどの電算処理の委託経費が主なものでございます。第18節負担金、補助及び交付金は、電算事務処理に係る総社市の基幹システム使用負担金でございます。

第2目連合会負担金につきましては、システムの共同利用や事務委託等に係る岡山県国民健康保険団体連合会、国保連でございますが、その負担金でございます。

1枚お開きいただきまして、264、265ページでございます。

次に、第2項徴税費でございますが、国保税の賦課徴収に要する経費の計上をしております、主なものとしましては、第1節報酬から第4節共済費までは会計年度任用職員2名の人件費でございます。第10節需用費は納税通知書などの印刷製本費が主なものでございまして、第18節負担金、補助及び交付金は国民健康保険税の滞納整理促進に向けた岡山市町村税整理組合への負担金が主なものでございます。

第3項運営協議会費につきましては、国民健康保険事業の民主的な運営のために設置されております国民健康保険運営協議会の委員18名の報酬が主なものでございます。

第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費から、1ページお開きいただきまして、266、267ページの第2項高額療養費、第4目退職被保険者等高額介護合算療養費まででございますが、被保険者が疾病にかかった際の保険給付費について、説明欄に記載の金額を計上しております、記載の金額につきましては過去の実績を基に被保険者1人当たりの医療費を推計し、それぞれ算出した額を計上しているところでございます。

次に、第5項出産育児諸費、第1目出産育児一時金及び第6項葬祭諸費、第1目葬祭費につきましては、過年度の実績などに基づき記載の金額を計上いたしております。

また、第8項傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月から5類に移行したに伴い、財政支援は既に終了いたしておりますが、罹患から2年間は遡及して申請が可能なことから記載の金額を計上しております。

次に、第3款国民健康保険事業費納付金でございますが、平成30年度から国民健康保険の財政運営を行っております岡山県への納付金でありまして、第1項医療給付費分、第1目一般被保険者医療費給付費分から、1ページお開きいただきまして、268、269ページの第3項介護納付金分、第1目介護納付金分までの合計で15億1,036万9,000円を計上しております、こちらは令和5年度と比較いたしますと被保険者の減少などから1億3,020万5,000円の減少となっております。

第5款保険事業費、第1項特定健康診査等事業費4,294万9,000円は、特定健診や特定保健指導に係る経費でございまして、第1節報酬から第4節共済費及び第8節旅費は会計年度任用職員1名分の人件費でございます。第12節委託料は健康診査に係る委託料が主なものでございまして、第19節扶助費につきましましては人間ドックの費用助成に係る経費でございます。

第2項保険事業費、第1目保健衛生普及費、第12節委託料につきましましては、医療費通知等の発送、作成に係る岡山県国民健康保険団体連合会への電算処理委託料でございます。

第2目疾病予防費につきましましては、第1節報酬から第8節旅費までは会計年度任用職員3名分の人件費でございまして、1ページお開きいただきまして、270、271ページでございますが、第12節委託料は国保特定健診の受診対象年齢前の30歳から39歳の方を対象とした郵送型健診や、受診率向上に向けた特定健診受診勧奨事業の委託料でございます。

第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は、被保険者に係る国民健康保険税の過年度分の還付金等でございまして、1ページお開きいただきまして、272、273ページでございます。

第9款予備費につきましましては、予算調整によるものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げますので、256、257ページにお戻り願います。

歳入の主なものでございますが、第1款国民健康保険税10億5,886万5,000円につきましましては、税率を前年度から据え置き、被保険者数を1万1,400人、前年比で申しますとマイナス1,000人と見込みまして算出した金額を計上しております。

第5款国庫支出金、第1項国庫補助金につきましましては、第8目社会保障・税番号制度システム整備費補助金が主なものでございまして、こちらはマイナ保険証に関連した制度改正に伴うシステム改修に係る補助金でございます。

第6款県支出金、第1項県負担金、第1目保険給付費等交付金、第1節保険給付費等交付金（普通交付金）は、国民健康保険の財政運営を担う岡山県から保険給付を行うために交付されるものでございまして、第2節保険給付費等交付金（特別交付金）は、特定健診、特定保健指導等に要する経費や医療費適正化対策、保険税の収納対策などに交付されるものでございます。

258、259ページをお開き願います。

第10款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金につきましましては、国の定める制度に基づき、説明欄に記載のとおり一般会計から繰入れを行うものでございます。

第2項基金繰入金は、歳入の財源不足を補うため、国民健康保険事業基金から繰入見込額を計上しているところでございます。

第12款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料は国民健康保険税に係る延滞金でございまして、第4項雑入につきましましては、次ページの260、261ページにわたって記載のほうをしておりますが、第5目一般被保険者第三者納付金の第三者行為、こちらは総社市の国民健康保険加入者に他者が与えた保険給付上の損害でございますが、そちらに基づく損害賠償納付金が主なものでございます。

予算書の249ページにお戻り願いたいと思います。

第2条の一時借入金につきましては、借入限度額を1億円と定めております。

また、第3条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の間における経費を流用できる場合について定めているところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） では、質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第31号 令和6年度総社市後期高齢者医療特別会計予算の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 議案第31号 令和6年度総社市後期高齢者医療特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

予算書の281ページをお開き願います。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,500万円と定めようとするものでございます。

それでは、主なものにつきまして便宜歳出から御説明申し上げますので、290、291ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費につきましては、事業運営に係る管理経費でございまして、第1節報酬から第4節共済費までは職員3名及び会計年度任用職員1名の人件費でございます。第11節役務費につきましては保険証や保険料納入通知書の発送に係る郵券料でございまして、第18節負担金、補助及び交付金は電算事務処理に係る総社市の基幹システム使用負担金でございます。

第2項徴収費につきましては、保険料納入通知書などの印刷製本費が主なものでございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、収納した保険料のほか保険基盤安定繰入

金、こちらは低所得者の保険料の軽減分に対する繰入れということでございますが、こちらを合わせて後期高齢者医療制度の保険者であります広域連合に納付するものでございます。

第3款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金につきましては、被保険者に係る過年度分の保険料の還付金等でございます。

1枚お開きいただきまして、292、293ページを御覧いただきたいと思います。

第4款予備費につきましては、予算調整によるものでございます。

続きまして、歳入について御説明を申し上げますので、288、289ページへお戻り願います。

歳入の主なものでございますが、第1款後期高齢者医療保険料につきましては、被保険者を約500人増の1万1,400人と見込み、現年分保険料と滞納繰越分の保険料を合わせまして9億7,917万4,000円を計上いたしております。

第4款繰入金につきましては、人件費等に係る事務費繰入金と保険基盤安定繰入金を、国の定める制度に基づき、一般会計から繰り入れるものでございます。

第6款諸収入、第2項償還金及び還付加算金につきましては、過年度の保険料の還付等に係る広域連合からの補填金でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第32号 令和6年度総社市介護保険特別会計予算の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

長寿介護課長。

○長寿介護課長（重信憲男君） 議案第32号 令和6年度総社市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の299ページをお開き願います。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億1,500万円と定めようとするものでございます。

それでは、主な内容につきまして便宜歳出から御説明をいたしますので、310、311ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費7,468万6,000円につきましては長寿介護課職員の人件費が主なもので、第2目連合会負担金62万円は岡山県国民健康保険団体連合会事務処理負担金でございます。

第2項徴収費、第1目賦課徴収費333万円は、介護保険料の賦課徴収に係る経費でございます。

第3項介護認定審査会費、第1目介護認定審査会費1,742万1,000円の主なものは介護認定審査会委員報酬で、次ページ、312、313ページをお開きいただき、第2目の認定調査等費4,062万4,000円は介護認定調査員に係る人件費や主治医意見書作成手数料が主なものでございます。

第5項運営協議会費42万円の主なものは、介護保険運営協議会委員報酬でございます。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目居宅介護サービス給付費から、次ページ、314、315ページをお開きいただき、第10目特例居宅介護サービス計画給付費までの57億7,440万4,000円は、要介護1から要介護5の方の本人負担分を除いた介護サービス費用でございます。

第2項介護予防サービス等諸費、第1目介護予防サービス給付費から、次ページ、316、317ページをお開きいただき、第8目特例介護予防サービス計画給付費までの3億5,280万3,000円は、要支援1と要支援2の方の本人負担分を除いた介護予防サービス費用でございます。

第3項のその他諸費770万円は、岡山県国民健康保険団体連合会に支払う介護サービス費等の審査支払手数料でございます。

第4項高額介護サービス等費1億2,660万円は、介護サービス利用者の1箇月の負担額が上限を超えた場合に償還支給するものでございます。

第5項特定入所者介護サービス等費、第1目特定入所者介護サービス費から第4目特定入所者介護予防サービス費までの合計額は、次ページ、318ページにあります1億2,060万2,000円で、こちらは低所得の施設入所者に対して食費及び居住費等を補足的に給付するものでございます。

第6項高額医療合算介護サービス等費2,250万円は、医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、基準額の上限を超えた場合、支給するものでございます。

第5款地域支援事業費、第2項介護予防・生活支援サービス事業費1億7,000万円につきまして、第1目は主に総合事業対象者などの本人負担分を除いたサービス費用で、第4目は介護予防プラン作成に係る費用でございます。

第3項一般介護予防事業費9,589万円につきましては、第12節委託料のうち地域包括支援センターに委託する高齢者把握事業が主なものでございます。

次ページ、320、321ページをお開きいただき、第5項包括的支援事業・任意事業費、第6目任意

事業費1,351万3,000円は、介護給付費適正化事業推進員や介護サービス相談員の人件費、また成年後見制度利用助成金などが主なものでございます。

第7目在宅医療介護連携推進事業費40万9,000円は医療と介護の連携を推進する事業でございまして、第9目認知症総合支援事業費は認知症地域支援推進員の人件費や認知症カフェの開設助成金などが主なものでございます。

次のページ、322、323ページをお開きいただき、第10目地域ケア会議推進事業費751万7,000円は、地域ケア会議や地域ケア個別会議に係る経費でございます。

第8項高額介護サービス等費相当事業92万4,000円は、総合事業対象者の1箇月の利用者負担額が上限を超えた場合に支給するものでございます。

第10項その他諸費60万円は、岡山県国民健康保険団体連合会に支払う総合事業費の審査支払手数料でございます。

第6款保健福祉事業費1,063万8,000円は、認知症事故救済制度と重度要介護者介護用品等引換クーポン券交付事業に係る経費でございます。

第7款公債費32万9,000円につきましては、一時借入れをした際の利子でございます。

第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金250万1,000円につきましては、転出、死亡等による過年度における介護保険料の還付金が主なものでございます。

次ページ、324、325ページをお開きいただき、第2項単市地域支援事業費1,727万6,000円は、職員の人件費が主なものでございます。

第3項繰出金3,168万9,000円につきましては、重層的支援体制整備事業に係る一般会計への繰出金でございます。

第9款予備費369万8,000円は、予算調整によるものでございます。

続きまして、歳入について御説明をさせていただきますので、306ページ、307ページへお戻り願います。

第1款保険料15億1,566万8,000円につきましては65歳以上の方に納めていただく介護保険料でございまして、第3款使用料及び手数料は保険料の督促手数料が主なものでございます。

第4款国庫支出金から第6款県支出金までは、介護給付に係る国、県等の負担金や地域支援事業に対する交付金でございまして、金額は予算書に記載してあるとおりでございます。

次ページの308、309ページをお開きいただきまして、第9款繰入金、第1項一般会計繰入金10億3,628万3,000円につきましては、それぞれの制度や基準に従いまして一般会計から介護保険特別会計に繰り入れるものでございます。

第10款繰越金につきましては、前年度繰越金を受け入れるものでございます。

第11款諸収入のうち、一番下にございます第5目雑入19万7,000円は、会計年度任用職員の雇用保険料本人負担分が主なもので、そのほかは収入があったときのために座を設けているものでございます。

次に、予算書の299ページにお戻り願います。

第2条では一時借入金の借入限度額を1億円と定め、第3条では保険給付費の予算額に過不足を生じた場合における流用について定めております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

すみません、1個だけ聞かせてください。歳入のことを聞かせてください。第4款国庫支出金と第6款県支出金、これは地域支援事業交付金がそれぞれ82.2%ほど減額というかマイナスになっているんですが、その理由を教えてください。

長寿介護課長。

○長寿介護課長（重信憲男君） 地域支援事業費、一般会計のほうでも御説明いたしました、重層的支援体制整備事業というのが一般会計のほうで事業化されております。その事業費分が特別会計での入から一般会計への入というふうに変わりましたので、今回、特別会計の入のほうが少し減額というふうになっております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 承知しました。失礼しました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、請願第1号 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める請願書についての審査に入ります。

本件について、当局から御意見等があれば御発言願います。

教育部長。

○教育部長（加治佐一晃君） それでは、請願第1号につきまして、意見はないんですけれども、補足ということでさせていただきます。

請願書の内容を見させていただきまして、趣旨としては、今、国、日本全体が目指そうとしているところと大きな齟齬はないのかなと考えております。

一方で、既にやっていることという内容が、出してほしいという意見書のほうを見ますと、あるかなと思っておりまして、配置基準の改善であるとか処遇改善ということは国のほうで既に進められているところです。また、人員確保策につきましても、昨年末に放課後児童対策パッケージというものが策定されましたし、以前から保育士確保プランというものが策定されているところでございます。

以上を踏まえますと、内容についても、先進国並みといいますか、OECD先進国といっても加国38箇国ありまして、さらに連邦制を取っている国では州ごとに配置基準が異なるというようなことがありますので、方向性としてはこのとおりなのかなとは思いますが、具体的にどこを目指していけばいいのかなというのが分からなかったというところが、ここの感想でございますけれども、そういった点を補足させていただきます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 本件について御意見等があれば御発言願います。

萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 教育部長から今御発言いただきました。となれば、それなりにやってるよということであれば、結局この請願書は、別にやってるんだったらいいんじゃないでしょうかと思うんですけど、皆さんの御意見を聞きたいなと思います。

○委員長（溝手宣良君） この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午後6時1分

再開 午後6時10分

○委員長（溝手宣良君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

他に意見はございませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） こちらの請願の件なんですけども、OECD先進国並みの配置基準に改善することという、言いたいことはとても分かるんです。保育士の配置基準の見直しですとか環境を見直すことというのは分かるんですが、具体性がないということもありますんで、確かにOECD先進国並みでも国々によってばらつきがありますし、一体何を基準として、ここにやってほしいんだというようなことがあまり見いだせないかなというところがあります。ですが、ここに書いてあること自体ということは、本当にこれは大事なことです。これを、全体を見たときには、趣旨採択をすべきかなというふうな考えです。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） それでは、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は趣旨採択とすべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は趣旨採択とすべきであると決定いたしました。

なお、本件の議決結果に理由をつけなければならないことになっておりますが、その内容につきまして委員長に御一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、陳情第2号 公的年金の削減中止と物価高に見合った年金支給額の改善を求める陳情についての審査に入ります。

本件について、当局から説明があれば説明願います。

健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 陳情第2号でございますが、当局からの意見等というものは特にございません。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） では、本件について御意見がありましたら御発言願います。

この際、しばらく休憩します。

休憩 午後6時13分

再開 午後6時23分

○委員長（溝手宣良君） 休憩を閉じて会議を開きます。

他に意見はございませんか。

村木委員。

○委員（村木理英君） 内容的に見て非常に身につまされる内容ではあるんですけども、スケジュール的な感覚で、陳情項目の1番の2024年4月発動の凍結・中止がやはり間に合わないというところ、そこが整合性が取れないんで、これは不採択にせざるを得ないかなと、このように考えます。

○委員長（溝手宣良君） 他に意見は。

仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） 書いてあることを読めば、やはり4月、6月支給分から1.9%のプラスになるとはいえ、実質、年金が物価高に追いついていません。そういう意味では、老齢基礎年金の改善を行うことは当然必要ですし、このたび4月から行われるマクロ経済スライドの凍結・中止もや

むを得ないかなと思っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に御意見はありませんか。

しばらく休憩します。

休憩 午後 6 時25分

再開 午後 6 時25分

○委員長（溝手宣良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

その他に御意見ありませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） この陳情の内容を読みますと十分気持ちは分かるんですが、この陳情項目の1番がもう時期的に無理ですので、これを趣旨採択するということはこれも認めるということになりますので、1番の項目があるゆえに不採択がいや応でなしかと思います。

○委員長（溝手宣良君） これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 討論はないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は不採択とすべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議がありますので、起立により採決をいたします。

本件は不採択とすべきであると決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（溝手宣良君） 結構です。御着席ください。

起立多数であります。

よって、本件は不採択とすべきであると決定いたしました。

なお、本件の議決結果に理由をつけなければならないことになっておりますが、その内容につきましては委員長に御一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長に一任と決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後6時28分